

中小企業の活性化の推進に関する条例の改正の概要

県内企業の 86.7%を占める小規模企業が、地域の経済や社会の担い手として果たしている役割の重要性に鑑み、平成 25 年の中小企業基本法の改正や平成 26 年 6 月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、本条例の一部を改正しました。

改正のポイント

- ・ 小規模企業者の定義を定めました。
- ・ 基本理念に、小規模企業の持続的な発展が図られることの追加などをしました。
- ・ 10 月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定めました。
小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、事業を実施することとします。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

改 定義の追加

(3)小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するもの

改 基本理念の追加・修正

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること（追加）
- (3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること（修正）
- (4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- (5) ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- (6) 県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること

●施策の基本

- (1) 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
- (2) 中小企業の経営基盤の強化
- (3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

●県、中小企業者、関係者等の役割等

●連携および協力の推進

◎施策の推進のための仕組み



追加 滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進

中小企業の活性化を推進し、本県の経済および社会の発展に寄与